

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の
病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十二月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

医療法人社団みやもと産婦人科医院	名 称	所 在 地	指定年月日
鳥取市叶二九三番地七			令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の
病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十二月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

医療法人社団広田歯科医院	名 称
鳥取市湖山町南二丁目一五三	所 在 地
令和八年二月一日	指定年月日
